

## テーマ：「電子帳簿等保存制度（電子取引関係）の追加公表」

法人及び個人事業者が令和4年1月1日以降に請求書や領収書等に関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の方法により保存することが義務化されました。（電子データの例示および保存方法については、中野短信第88号をご参考ください。）

今回は、国税庁が追加公表した「電子帳簿等保存制度に関するお問い合わせの多いご質問」について、主な追加事項を紹介します。

### 1. 電子データによる保存方法

<b>取引情報を紙と電子データの両方で受領している場合</b>
内容が同一であり、自社内で紙を正本としているときは、紙の保存のみで足り (受領した紙の取引情報に加え、電子データで補足している場合には、両方の保存が必要となります)
<b>EDIシステムを利用して授受した電子データの保存方法</b>
取引先とやり取りしたデータ形式以外の別形式で保存することも認められます (例) XMLデータをエクセル形式やPDF等に変換して保存するなど ただし、手動により転記して作成した別形式のデータでの保存は認められません
<b>電子データを出力した紙についてスキャナ保存する方法</b>
電子データを出力した紙を、スキャナ保存する方法は認められません
<b>電子データ保存の不備と青色申告承認の取消との関係</b>
災害等の特段の事情がなく電子データの保存方法に不備があった場合、青色申告承認の取消対象とされております。ただし、一部について電子データではなく、紙で保存している場合にも、従来と同様に、その取引内容が正しく記帳・申告されており、紙で取引情報が確認できる場合は、直ちに青色申告承認の取消にはなりません

### 2. 検索機能の確保

<b>検索要件の一つである「取引金額」について</b>
帳簿の処理方法（税込経理あるいは税抜経理）と同一の金額で検索可能な状態で記録することが望ましいとされます (例) 税抜経理を採用している場合には、「取引金額」について税抜価額で記録保存する
<b>単価契約など「取引金額」が定められていない電子データの記録方法</b>
記載金額がない電子データについては、「取引金額」を空欄又は0円と記録してください ただし、空欄と記録する場合でも空欄を対象として検索できる状態にする必要があります

上記の詳細は、国税庁「電子帳簿保存法 Q&A【お問い合わせの多いご質問】」にて確認できます。  
<<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>>